

# 岐阜県公報

第二千五百四十号  
平成二十六年四月二十五日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県農業農村整備委員会規則の一部を改正する規則

(農村振興課)二七二<sup>ページ</sup>

### 人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会)二七一

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課)二七二

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同)二七四

都市計画の変更

(都市政策課)二七五

保安林の指定

(中濃農林事務所)二七六

### 公示

公共測量の終了

(用地課)二七六

公共事業執行支援システム運用委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(技術検査課)二七七

環境影響評価書の縦覧

(都市政策課)二七八

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所)二七九

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所)二八〇

## 規則

岐阜県農業農村整備委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県農業農村整備委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県農業農村整備委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「農地・水保全管理支払交付金」を「多面的機能支払交付金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県地方競馬組合の項中「経営部長、業務部長、企画競走部長、次長」を「参与」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字井上二八三三の一、二八七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井上二八三三の一・二八七四（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市日吉町字棚ノ木一九〇三の一、一九〇三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字棚ノ木一九〇三の一・一九〇三の二（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横道字アズキタ一二五〇の二、一二五二の二、一二五二の三、一二五二の四、一二五二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字福原六四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町笹ヶ洞字向平一五九九の一、字真之洞一六〇三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市苗木字岩須六三九の一四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市苗木字高峰六四二の一、六四二の三

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市苗木字高峰六四二の一

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中津川市川上字タハタ四八八の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - （一） 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

岐阜県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
中津川市加子母字杉ヶ平一三三の一
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養（か）
  - 三 変更後の指定施業要件
    - （一） 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
瑞浪都市計画道路

- 三・四・一号 国道十九号線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設部都市計画課

岐阜県告示第四百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
恵那都市計画道路
- 三・三・一号 一般国道十九号線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市住宅課

岐阜県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三條第六項で準用する同法第三十三條第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所

関市富之保字粟野中野一五二四から一五二七まで、一五二〇の一、一五二二（次の図に示す部分に限る。）、一五二七

- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字粟野中野一五二四から一五二七まで・一五二〇の一・一五二二・一五二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通大臣から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関

国土交通省

二 作業種類

公共測量（補助基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年七月一日から  
同 二十六年三月三十一日まで

四 作業地域

山県市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業期間

平成二十五年十月七日から  
同 二十六年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により坂祝町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

坂祝町

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影、数値地形図修正）

三 作業期間

平成二十五年十一月二十九日から  
同 二十六年三月二十日まで

四 作業地域

加茂郡坂祝町

公共事業執行支援システム運用委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

公共事業執行支援システム運用委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

公共事業執行支援システム運用委託業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成26年5月16日（金）午後5時（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県土木整備部技術検査課建設情報係  
電話 058 272 1111 (内線3630)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の②)に持参又は郵送により提出すること。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成26年4月25日(金)から平成26年5月8日(木)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の②)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:  
Public works projects implementation support system

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:  
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 25 April 2014 through 8

May 2014 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:  
5:00 p.m., 16 May 2014

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 16 May 2014.)

(4) For further information, please contact:

Construction Technology Inspection Division, Department of Prefectural

Land Management, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext.3630

環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十一条第一項の規定により、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十七条の規定により、次のとおり公告し、当該評価書、これを要約した書類及び同法第四十条

第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十四条の書面(以下「評価書等」といふ。)を縦覧に供する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画決定権者の名称

岐阜県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称

一般国道十九号 瑞浪恵那道路

2 種類

一般国道の改築

3 規模

延長約十二・五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

評価書において表示する区域

四 関係地域の範囲

瑞浪市及び恵那市

五 評価書等の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、瑞浪市建設部都市計画課及び恵那市建設部都市住

宅課

2 期間

平成二十六年四月二十五日(金)から同年五月二十六日(月)まで(土曜日、日

曜日及び祝日を除く。)

3 時間

午前九時から午後五時まで

4 その他

評価書等は、前記1の縦覧場所のほか県ホームページにて電子縦覧を行う。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所

養老町江良区 平成 三六・二六 理事 近藤 治義 養老郡養老町烏江 二二八七番地二

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所

養老町江良区 平成 三六・三二 理事 浅井 敏数 養老郡養老町烏江 二二五七番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所

養老町江良区 平成 三六・三三 理事 岡田 秀雄 養老郡養老町江月 一〇六三番地四

同 岡田 精太郎 同 七五一番地一

同 桑原 正人 同 二七三五番地一

同 佐竹 健治 同 二〇五番地一

同 桑原 義治 同 一一一七番地一

同 吉田 徳博 同 二七二〇番地

同 日比野 ひとみ 同 六九〇番地

同 近藤 美津夫 同 一六五番地一

同 佐竹 義規 同 一六一番地二

同 吉田 新司 同 二六六二番地

同 西脇 宗孝 同 二七二一番地

同 西脇 和彦 同 一一三〇番地

同 佐竹 英夫 同 一六九番地四

同 桑原 弘明 同 二七一三番地一

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所

養老町江良区 平成 三六・四一 理事 岡田 秀雄 養老郡養老町江月 一〇六三番地四

同 日比野 勉 同 一三〇〇番地

同 吉田 正治 同 二七二一番地

同 西脇 廣夫 同 一一三〇番地一

同 吉田 徳博 同 二七二〇番地

同 吉田 弘充 同 一〇六四番地一

同 佐竹 義明 同 一六六番地二

同 佐竹 眞澄 同 六五番地

同 岡田 正夫 同 二四三九番地一

同	中川博勝	同	四〇番地三
監事	榎原正人	同	二七三五番地一
同	西脇和彦	同	一一三〇番地
同	近藤雄二	同	一八九番地
同	岡田安司	同	二三七二番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	東白川村	平成 二五・三三	年月日	退任	役名	氏 名	住 所
						安 江 博	加茂郡東白川村越原 一四二番地

就任した役員

土地改良区	東白川村	平成 二六・四一	年月日	就任	役名	氏 名	住 所
						安 江 裕 尚	加茂郡東白川村越原 二四七八番地

平成二十六年四月二十五日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社